

会 議 録

1 会議名

令和6年度 第10回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

自主的な審議（公開）

（1）中高生の居場所づくりについて

（2）自主的な審議のテーマについて

3 開催日時

令和7年2月17日（月）午後6時30分から午後7時50分まで

4 開催場所

高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）

・ 委 員：澁市会長、栗田副会長、廣川副会長

飯塚委員、北川委員、佐藤委員、下村委員、杉本委員、富田委員、
町委員、宮崎委員、村田委員、茂原委員、山岸委員、吉田委員、
淀野委員、（欠席4人）

・ 事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、小池副所長、石黒係長

8 発言の内容

【石黒係長】

・ 上原委員、柴田委員、山崎委員、渡部委員を除く16人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

・ 同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【澁市会長】

・ 会議の開会を宣言

- ・ 会議録の確認：澁市会長、村田委員に依頼

― 次第2 自主的な審議（1）中高生の居場所づくりについて ―

【澁市会長】

次第2 自主的な審議（1）中高生の居場所づくりについてに入る。

2月3日に第1回目の部会を開催し、9人で話し合いを行った。その概要を部会長の廣川副会長から報告願う。

【廣川副会長】

1回目だったので参加者それぞれからこの部会にどのような思いで臨んでいるか一言ずつ話していただいた。委員からは、前に住んでいた所では中高生が自習で図書館を利用しやすかったが、高田図書館では自習の利用制限があって驚いたという声や自分が高校生だった頃に通学の関係で部活動と勉強の両立ができなかったことから、電車時間等までの間を埋めるための学習環境を今の子どもたちに何とかしてあげたいという声があった。

また、高校生が居場所に期待することの中には、学習スペースの確保だけではなく、仲間とたむろしたり、できればおやつやジュース、いろいろなことを学べる機会などを提供してくれるといいなどいろいろな要望があるようだが、協議会の部会としては、学習スペースの確保のほうに重点をおいて話を進めていったらよいのではないかという意見があった。仲間と集まって交流することなどについては、それぞれの学校やPTA等で工夫してもらったり、生徒会活動の中でそういったことを話題にしてもらって方向付けてもらえばよいと思うので、私たちは学習スペースの確保の方向で話を進めた。

前回の協議会でも話があったが、例えば、オーレンプラザは公民館として位置づけられている施設なので、そういった所をもう少し子どもたちの学習に活用できるように働きかけたらどうか。高田図書館では閲覧室で高校生等が勉強することは認められていないが、私たちはこれまで名前が挙がった高田図書館、オーレンプラザ、ミューゼ雪小町を中心に、子どもたちにとってよりよい使い方、子どもたちがよかったと思えるような環境にもっていけるよう進めたい。

今ほどの三つの施設に、中高生の自習スペースが足りていないことについて前向きに取り組んでももらえないか私から確認して今日の協議会の時に確認できたことを伝えるということで会を閉じた。自分で各施設に聞いて回るつもりだったが、事務局や正副会長の意見も聞いて事務局から確認してもらったので、そのことについて皆さんにお伝えする。

まず、オーレンプラザだが、フリースペースにはテーブルや机、椅子があって、今この時間も高校生たちが使っている。フリースペースにもう少し机を増やすことができないか既に検討中だという。部屋が空いている時に開放してもらえないかという質問に対しては、お金をもらって貸し館をしていることから、予約が入っていない時間に中高生のために開放するのは今の段階では難しいということであった。

高田図書館は、閲覧室では勉強することは許可していないが、令和5年4月から会議室が空いている時は自習スペースとして開放している。高校生もそこで勉強できる環境になっているということで、今月の高田図書館自習室カレンダーを見てみると、思ったよりも使えないという状況ではないことがわかった。できればこのようなカレンダーがオーレンプラザやミュゼ雪小町でもできると中高生が学習場所を選択する参考になると感じた。

ミュゼ雪小町は、オーレンプラザと同じように貸し館をしているので、予約が入っていない時間に開放するのは今の段階では難しいという返事だった。週の半分くらいはいろいろな団体や趣味の講座等で貸し出されている。高校生による実証実験でミュゼの利便性がいいという話もあった。そういう声が出ている中で、ミュゼ雪小町では最近4人がけのテーブルを2台、8人分スペースを増やしたというのが現段階の状況である。

今後の進め方やほかにも何かいい情報があれば皆さんからぜひ聞かせていただきたい。

【澁市会長】

ただ今の説明について、質疑を求める。

【北川委員】

高田図書館の自習室カレンダーは、令和5年から実施されているという話だったが、そのことをもっと中高生が知ることができていればよいのと思った。そのカレ

ンダーはどこで見られるのか。問い合わせをしないと見られないものか。

【石黒係長】

市の図書館のホームページに掲載されている。高田図書館のホームページのトップ画面に自習室カレンダーというタブがある。

【北川委員】

承知した。それを知っているかどうかである。若い人はインスタとかLINE、上越市のLINEもあるので、そういうところでも情報発信されればもっとこの場所が活かされるのかなと思った。

【淀野委員】

高田図書館の第1会議室は何人くらい利用できるのか。

【石黒係長】

正確にはわからないが、おそらく20人程度ではないか。

【澁市会長】

今ほどの廣川副会長の報告をかいつまんで述べると、高田図書館はすでに令和5年から会議室の開放を始めている。恐らく20人分くらいのスペースがある。利用できる日は、インターネットで高田図書館のホームページから見れる。これを利用対象者の中高生が知っているかどうか。正副会長と事務局で事前に議論した際、市では高校生のSNSのグループを管理している課があるそうなので、そこに頼んで広報するのも一つの手だと思う。

中高生にどのように知らせたらよいか、我々が得た情報をどう知らせたらよいか、いい方法があったらぜひ提案いただきたいがいかがか。

【北川委員】

確認したいのだが、その自習室の利用状況はどの程度あるか。既に混みあっているか。

【澁市会長】

今度確認してきたい。

【下村委員】

中学生と高校生では、需要が違うのかなと思う。高校生は市全域から来て、電車やバスで来る子もいる、中学生は、自分の住んでいる中学校区にいたので、市内全域か

ら来ているのは附属中学のみということで、主に高校生のほうがそういう場を必要としているのかと思う。

自分の娘が高校生の時、7、8年前の話だが、学校がかなり開放されていて、職員室の前などにも机が並べられて自習ができる環境だった。そこを選んで勉強する子は、恐らく図書館も6時とか7時までの開館だと重複するので学校で足りる。その後の時間、夜まで勉強したい子が、オーレンプラザやミュゼ雪小町に行くという感じで場所を使っていて、ニーズもそうなのかという気がする。

【澁市会長】

まとめると、高校では学校で6時から7時くらいまで教室を開放している。これは高田北城高校の生徒たちの調査でもあった。

もう一つは、高田図書館の利用状況は、図書館の周辺の四つの高校と上越教育大学附属中学校と城東中学校ではないかということか。

【村田委員】

高田区協議会だよりというツールを持っているので、地域協議会としてこういったことを目指しているという趣旨も添えながら、側面的な意味合いでわかったことを地域協議会だよりで知らせ、あわせて学校でも掲示してもらうことで高校生に伝わるのではないか。地域協議会というものが果たしている役割の一端も知っていただけという意味で有効かと思うがいかがか。

【澁市会長】

地域協議会だよりを利用するという方法の提案であった。編集委員のほうでぜひ趣旨と調査結果について盛り込んでほしい。その辺について、事務局のほうで学校にこういうことがわかったというような文書を出せるか。

【石黒係長】

地域協議会での意見が取りまとまった段階では可能だと思う。現時点では途中の経過なので、もう少し先に検討することかと思う。

【澁市会長】

これ以上固まるということは、あまり考えられないと思う。今のところ、高田図書館では既に会議室の開放を行っている。いつ空いているかは高田図書館のホームページを見ればわかる。

オーレンプラザとミュゼ雪小町については、現状はこうで、空き部屋があっても貸し館としての位置付けからそれを開放することはできない。市が借りて開放してくれるのが一番よいと思うが、まだそこまでいかない。現状はこういうことがわかったということを報告はできないのか。

【石黒係長】

地域協議会だよりへの掲載は担当課の考えもあるので、まずそこを確認しないと事務局の判断で協議会だよりに載せることはできない。

【澁市会長】

高田図書館のカレンダーは公表されているのだからよいのではないか。実態として、オーレンプラザとミュゼ雪小町はどのくらいの席があるということもよいのではないか。非公式かもしれないが。

【石黒係長】

それも担当課への確認が必要なため即答はできかねる。

【澁市会長】

では、委員のみんなで決議して意見書として提出するか。そのくらいのこともよいと思う。廣川副会長が事務局を通じて調べた結果、高田図書館はすでに開放されており、部屋の規模はこれから調べないとわからないが、大体20人程度という。ところが、オーレンプラザとミュゼ雪小町については、現在このような状況で、席はそれぞれのくらいあるとは言えるのではないか。中高校生にとっては、これは非常に貴重な情報だと思う。

【下村委員】

そもそも中高生はこの情報を知らないのか。当事者世代で知らない人は多いのか。

【澁市会長】

その辺に詳しい方はいるか。

【下村委員】

今の状態だとプラスアルファの状態がないような気がする。図書館も使える。オーレンプラザとミュゼ雪小町も何席か増やす予定があるみたいな形で、何かとびきりすてきな情報がないような気がする。

ただ、知らない人もいるから伝えるというのはとてもよいことだとは思う。

【澁市会長】

調べようがないので、こういう情報があるということを広くお知らせすることは、私は構わないと思う。結論を出すことは難しいと思うので、皆さんの意見を踏まえて事務局と正副会長で話し合っただうするかということをして次の3月の協議会で報告したいと思う。

【大島所長】

会長が言われたとおり、この場でどうするかお答えできない部分もあるので、打ち合わせをする中で委員の皆さんにそれをお知らせしたいと思う。

【澁市会長】

時間が限られているので、この件については、ここで一旦中断してまた次回続ける。この課題については、一旦結論を出すというような形ではなくて、歩きながらやっていくという形になると思う。

【吉田委員】

中高生は全員携帯電話を持っているものなのか。

【澁市会長】

その辺の話も、電話会社に聞いてみるか。

以上で、次第2 自主的な審議（1）中高生の居場所づくりについてを終了する。

— 次第2 自主的な審議（2）自主的な審議のテーマについて —

【澁市会長】

次第2 自主的な審議（2）自主的な審議のテーマについてに入る。

12月16日の協議会で議論があった内容をまとめ、前回の協議会で当日配布資料No.3として配布した。これについて私から簡単に説明する。

- ・1月20日の当日配布資料No.3により説明

まず、報告についてだが、資料No.1を皆さんに事前に送付した、市所有のダイヤパレス高田駅前2階諸室の利用については、お知らせとなっているが、これは昔で言う報告である。今まで報告という場合、市の担当者が地域協議会の場で説明し、我々が

質問したり意見を言ったりした。しかし、既に報告ということは、もう決定事項なので我々の意見は何ら影響を与えることはなかった。そのような報告であれば、わざわざ協議会に来て説明する必要はないのではないかと。従って、高田区地域協議会としては、このような事項は公式に記録が残る形で協議会にお知らせとして通知してもらう扱いとすることを提案したいと思う。ただし、次のような場合は、地域協議会が市による説明を求めるという条件をつけたい。まず、正副会長が説明が必要と認めた場合、二つ目は20人の委員の4分の1以上が説明を求めた場合。このいずれかの場合は、お知らせが来た後に市に説明を求めることができることを条件に、今までの報告のようにわざわざ出向いて説明するのではなく、文書でお知らせとして我々に送ってもらえればよいということにしたいと思うので、この取扱いについていかがか。

【町委員】

半分賛成、半分は反対ではないが、確かにもう決まったことであれば、わざわざここに来て批判にさらされるというのは意味がないことかと思うし、協議会の時間も延びるのでいらない時間なのかなと思う。一方で、批判にさらされるというプレッシャーを与えることによって、その後考えるようになるのではないかとも思っていて、圧力という言い方はよくないが、その意味で報告があってもいいのかなと思う。正副会長または委員5人以上の請求により市による説明の機会を留保し、あまり手放しにしないほうがよいのではないかと。

【澁市会長】

地域協議会に報告とすることは担当課の判断である。高田区地域協議会はどういうさからこれは報告しないと決められたらそれで終わりである。協議会に知らせたらよいと思う場合は是非とも知らせてくださいと言うほうがよいのではないかと。市職員の残業代も浮くので、わざわざ準備することは大変だと思うが、協議会まで来て決まったことを報告するという必要はないと思う。皆さんの意見に従いたいと思うがいかがか。

【茂原委員】

1月20日の当日配布資料No.3は澁市会長が12月16日の協議会で意見があったことをまとめたということだが、これを見ると話し合いの状況をまとめたようには読めない。

【澁市会長】

会議の記録を要約しただけである。

【茂原委員】

資料の中で施設の撤去について諮問したという文書がある。撤去について諮問はされていない。令和4年の諮問の文書を見れば分かると思うが、本町ふれあい館を廃止するということで撤去するとは言っていない。施設廃止後の展示場所は福祉交流プラザに移転するということの諮問であった。あの建物をどうするか、跡地をどうするかについては諮問されていないし、私たちの答申でも触れていない。

従って、当日配布資料No.3の3、4のくだりについてはそのとおりだと思う。建物の譲渡はあくまでも報告なので、令和6年11月18日の当日資料No.1は決まったこと、市議会の委員会資料を地域協議会に提示しているだけである。

【澁市会長】

今、私がここで議論したいのは、報告についてである。諮問のほうは、報告よりも複雑なので後にまわした。

【茂原委員】

今までの市のやり方としては、報告というのは諮問に対する回答のような形で報告がきている。

【澁市会長】

それはあなたの理解であって、私はそのように理解していない。

【茂原委員】

だから、おかしいのではないかとやっている。施設を廃止する、機能に移転するということを諮問した。その辺の認識が間違っている。

【澁市会長】

今は報告について議論している。報告の定義は私の説明のとおりである。内容は事務局にも確認した。

【茂原委員】

前は諮問案件があってそれに対して地域協議会として答申して、附帯意見を付ける時と付けない時があった。

【澁市会長】

茂原委員、何についての話なのか理解できない。皆さんにも難しいと思うので、もう一度説明願う。

【茂原委員】

まず、1月20日の当日配布資料No.3のAの2番目、旧本町ふれあい館は建物の除去ではない。

【澁市会長】

一語一句を取り立てておかしいということか。本質的な問題ではないのではないかな。

【茂原委員】

それと報告事項が関連があるから言っている。

【澁市会長】

杉本委員の発言をまとめただけなので、杉本委員から説明願いたい。

【杉本委員】

澁市会長がまとめたものに注文を付けるわけではないが、除却と機能を停止するというのは全然別の話である。除去と書いてあるが、除去というのは何を意味しているかこれだとわからない。簡単に言えば、除却というのは建物そのものを壊すことで、住民に使わせていたものをやめるというのが機能停止である。本町ふれあい館は壊したわけではないから除却ではない。

私がここで言いたかったのは、今出ている話でいうと、報告と諮問ということだが、その境目というのが非常に微妙である。その微妙なところを誰が判断するか。地域協議会の最初の頃は、そういう微妙なものは大体諮問されて議論をした。ところが、最近はそういう微妙なものは諮問がない。そういうふうに変ってきているからおかしいのではないかというのが私の考えである。元に戻してほしいということである。微妙なところは一旦諮問をして地域協議会で議論してもらえば、そこで本当に諮問するのがよかったのか、しなくてもよいような案件だったのかということもわかるわけだし、そういう議論の中でいろいろな意見が出てくるから、本当は建物を撤去しようと思っていたが、残して機能を変更しようというふうにも変わることもあり得る。今のやり方だとそういうことができない。私はそれが心配なので提起した。誰が諮問と報告の区別を判断するのかというと、今は行政当局がやるわけで、そこでふ

るいにかけてしまうと、本当は諮問で議論しなくてはならないようなものでも出てこなくなってしまう。これは非常に問題だと思う。

【澁市会長】

諮問と報告の報告について議論しようと思っていたが、どうも切り離すことが難しいので一緒にやることにする。これは複雑な話なので、今日終わらないかもしれないが、別に急ぐことはないのでゆっくりやりたい。私の当日配布資料No.3のAの2の2行目でこの施設の除去と書いてあるが、今の茂原委員と杉本委員の話では、私の言葉遣いが間違っていた。これは、施設の機能の廃止と書けばよかった。修正していただきたい。

【大島所長】

今ほどの杉本委員の発言について確認したい。まず諮問だが、澁市会長の資料にも書いてあるように、こういうものは諮問が必要だということは明確に決められている。それに対して報告は、基準がないではないかというような話もあったように、確かにそこが曖昧というか、こういうものは報告する、しないというのがないのが実情である。

今杉本委員が言われた微妙ということは、何をもって微妙とおっしゃっているのかがわからない。旧本町ふれあい館の関係で言えば、その土地のことを問題にされていて、土地を無償譲渡するのに諮問がないのはおかしいという意見かと思うが、ここに書かれているように新市建設計画の変更や公の施設の設置・廃止、管理のあり方ということの中に、公の施設の敷地の譲渡は位置付けられていない。これがその諮問事項だとおっしゃっているところが違うのではないか。

【澁市会長】

今の言葉の解釈だが、Aの1の②公の施設の設置・廃止、廃止というのは土地を売るということも廃止なのではないか。公の施設の機能の廃止か。

【大島所長】

公の施設の機能の廃止である。施設として使われているその機能を廃止することをもって、公の施設の廃止というふうに言葉として使っているものである。

【澁市会長】

広く考えれば、土地を売るとはそこに入るのではないか。

【大島所長】

そういうことになると、市有地は公の施設の土地に限らずたくさん譲渡されることがあるが、そういったものを全部地域協議会に諮問するのかという話になるかと思う。その辺は皆さんどのようにお考えか。逆にお聞きしたい。

【富田委員】

皆さん覚えていると思うが、こどもプールの廃止の例がある。廃止だから私はてっきり諮問だと思ったが、あれは報告だった。市の説明では、公園を廃止するのであれば諮問だが、プールは公園の一部であるから諮問ではないという。プールがもうなくなるということで、あれは諮問だと思う。

従って、杉本委員の意見に賛成である。あまりにも厳しく条例どおりに区分して諮問されなくなると意見もできなくなる。こどもプールはあれでもう終わった。もったいない。

【町委員】

富田委員の話もあるが、文言の話でいうと、公の施設は澁市会長の当日配布資料No. 3のAの1のところにある文言というのは、おそらく上越市地域自治区の設置に関する条例の第7条第2項だと思う。この公の施設というものの建物の機能の廃止をもってということ言葉の使い方をされているということだが、一般的に条例では最初に文言の定義などを定めているものだと思うがそれがない。同資料のAの2にある公共の施設の廃止については諮問したと。古い建物と土地は市の公共物。公共物と公共施設というのをすごく都合のよいように使い分けていると思う。それもこれも公の施設という、この条例の文言がおかしいところから始まっている。曖昧である。ここの定義をしっかりとどういう形になるかわからないが、条例の改正で済むのかわからないが、この辺をいじるしかないのではないか。それで整理されるかと思う。

【澁市会長】

今おっしゃったのは何条か。

【町委員】

地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の1号、2号である。

【杉本委員】

今の1番が都市計画、2番が公の施設の設置・廃止。その設置・廃止も何をもって

設置・廃止とするのか議論があるわけだが、3番で公の施設の管理のあり方に関することがあるが、今まで市が管理していたものをほかの人に貸すというのは、管理のあり方が変わることはないのか。そういうふうにはとらえられないのか。今までの経験からすると、私は管理のあり方の中にそういうことが入っているように思っていた。今、譲渡する話が出てきて、それは管理のあり方そのものではないかということである。

【澁市会長】

無償譲渡は管理のあり方の変更に当たるかどうかは、弁護士に聞かないとわからない。

【杉本委員】

施設の設置・廃止は機能の話だけで、建物そのものの話ではないという説明があった。だとすれば、建物を売ったり買ったり貸したりするのはどこに入るのか。

【澁市会長】

建物としてはあったが、機能は持っていない。廃墟である。

【杉本委員】

順番から言えば、建物の機能を廃止したと言ってそれを承諾した。今度はその残った建物を人に売るという話で、これは諮問にも報告にも何にも該当しない。

【澁市会長】

それについては、今大島所長から説明があったがもう一度確認が必要か。

【杉本委員】

私の意見としては、管理の在り方に該当するのではないか。

【大島所長】

誤解があるので確認させてほしい。公の施設というのは、施設の設置条例というのがあり、この施設はどういう施設でどのように供するというのを定めていて、それで初めて公の施設という位置付けになる。ここで言っている施設の廃止というのは、公の施設としての機能を廃止することによって、その施設の条例を廃止することになる。そうすると、機能廃止されてもう公の施設ではなくなる。建物はあっても公の施設ではなくなる。そうなった時点で、ここで言っている諮問を要する公の施設ではなくなるので、そういった建物を壊すとか、土地をどうするかというのは、ここで言

う諮問が必要な事項には当たらないということになっている。

【杉本委員】

それで、オーレンプラザの話を出す、これは作る前から諮問がきていた。オーレンプラザをどこの場所に、こういう設計で作ってもよいかという諮問がきて、高田区地域協議会では議論が白熱した。施設を作る時には、そうやって諮問がくる。今言われたような機能の問題だけではなく、建物そのものの件でも諮問がきている。

【澁市会長】

杉本委員のおっしゃることは、条例に書いてあるではないか。オーレンプラザは地域内の重要な公の施設の設置及び廃止に当たるのだから。

【杉本委員】

それは、今言われたように条例がつくられてという話で、そういう条例がつくられる前にどんな構造の建物を建てるかとか、どこに作るかということ了我々は一生懸命議論した。あれは何だったのか。

【澁市会長】

その時はオーレンプラザに関する条例は何もなかったのか。

【大島所長】

オーレンプラザは手順どおりに進めたことだと思う。それに対して杉本委員が何をおっしゃっているのかよく理解できない。

【杉本委員】

建物を廃止する、除去する時と新しく作るのは裏腹の関係で、作る時にいろいろな議論が必要であれば、無くす時にも諮問が必要なのではないか。無くす時に必要なかったら、作る時にも必要ないのではないか。

【大島所長】

廃止する時も一緒ではないかとおっしゃるが、そこは、先ほど申し上げたように、公の施設の廃止というのは、ここの利用が本当になくなって、この先も見込めない、また安全性も確保できないということで公の施設の廃止をする。それは、その施設の機能を廃止して条例を廃止することだが、直ちにそれを壊してしまうことに必ずしもなるとは限らない。従って、まず公の施設ではなくなって、建物や土地をどうするかはその次の話になることなので、委員がおっしゃっているように裏腹とか、作る時

とやめる時が同じではないかという形にはなっていないということである。

【澁市会長】

私の交通整理があまりうまくなくて混乱してしまった。また、次回議論をしたいと思うがいかがか。

【宮崎委員】

心配するのは私たちに知らせないということである。知らせるのはまだよいほうで、知らせなくなっているというのが、街を歩いていて感じることである。特に今回の旧本町ふれあい館の問題と今日の資料No.1で高田駅前のダイアパレスの問題があったが、街を歩いて地域の皆さんとあの空室をどうするのかと話す中で、「地域協議会、お前たちはなんだ」といつも言われていることの本当に大きな問題だと私は思っている。地域協議会にもっと細かく情報提供するというのは当たり前であって、それができなくなっているというのはおかしいというのが私の感想である。何とかしなくてはいけない。

【澁市会長】

市からの報告にしろ、お知らせにしろ、諮問にしろ、だんだん絞られてきているのではないかと皆さんが心配するのはわかる。ただ、実態としては諮問というのは、こういうことが諮問の対象になると条例に書いてあるとおりに市では判断している。それに該当するかどうかは、部内で検討していると思う。

しかし、問題は、報告をするかどうかは行政側の判断ということである。都合の悪いことは報告しないこともある。そういう問題があるということで、私ももう少し勉強したい。問題点としては、諮問が最近減っているのではないかとということまで取り上げていくと、これはとんでもない話になって、それこそ弁護士の意見を伺わなくてはならない話になるので、あくまで諮問は条例に書いてあることが対象である。旧本町ふれあい館の場合は、資料に書いてあるように、私が要約したのが杉本委員の意見をそのまま要約したつもりだが、もしこれでよろしかったら、杉本委員が自主的審議事項の項目として取り上げることを提案したということである。それについて、議論しようと思う。

報告については、今までの報告は、市の担当課がここへ来て説明して、委員が質問したり意見を言っても何ら内容は変わらない。事前であってもやはり変わらないと

ということなので、どういう意味があるのかと私は今でも疑問に思っている。書面によるお知らせでよいのではないかと思うが、皆さんが生声を聞きたいというのであればそのまま続けようと思う。

大分問題点がわかってきたので、今日はこのくらいで中断して、次回、3月に再度これについて意見を伺って、どういうふうな方向にいくかを協議して決めたいと思う。

【富田委員】

会長、副会長と事務局で協議会の事前打ち合わせがあるので、皆さんそれまでに自分の考えをまとめて事務局に提出してはいかがか。またこの場で議論すると、最初からスタートになる。各自で考えてこうやりたいと文書に書いて提案してはどうか。

【澁市会長】

時間がある方は簡単でよいので事務局にメールかファックスで送ってもらえば、会長、副会長にも届く。できれば3月6日くらいまでに記名して送ってほしい。

この問題点については、来月の地域協議会で再度議論することとしたい。

以上で、次第2 自主的な審議（3）自主的な審議のテーマについてを終了する。

— 次第3 事務連絡 —

【澁市会長】

次第3 事務連絡に入る。

事務局より説明を求める。

【小池副所長】

- ・資料No.1により説明
- ・今後の地域協議会等の日程連絡

第11回地域協議会：3月17日（月）18：30から

高田城址公園オーレンプラザ

令和7年度

第1回地域協議会：4月21日（月）18：30から

【澁市会長】

・ただ今の説明について質問を求める

資料No.1の説明について、これでは満足できないので担当課に来てもらって、来月説明してほしいという委員はいるか。

【北川委員】

来てもらうかは別として、202号室は平成30年3月末からなぜ未利用だったのか。

【澁市会長】

2部屋あるのは知らなかったが、未利用だというのはうすうす感づいていて、中高生のための学習部屋にしたらよいのではと思ったが、その場合、管理人が必要だし改装も必要だということで黙っていた。

【北川委員】

もう一つ、203号室は上越市が所有していると書いてあるが、県に貸していたということか。

【茂原委員】

北川委員のおっしゃる202号室と203号室について、当初はコミュニティ集会所ということで市が開設したという記憶がある。それがいつまで続いたのかの話もあるが、要するにここに書いてあるとおり、平成30年3月から未利用だと書いてあるし、もう一つ、県警のほうに203号室は貸してあるということだが、これも令和2年4月から貸してあるというふうに読めばいいのか。

【澁市会長】

それは私に聞かれてもわからないので、説明いただきたいということか。

【茂原委員】

シルバープラザ上越のC o C o M o 南教室が203号室に移るとシルバープラザ上越の4階については空き部屋になるということか、それもあわせて聞きたい。

【澁市会長】

細かなことはわからない。要するに、そういうことを聞きたいということか。

どういうことを聞きたいか箇条書きにして出してほしい。ダイアパレスについて

は、市議会ではないが、どうしてそんな突然買ってそれを有効利用できなかったのか知りたいという方もいらっしゃるようなので、ぜひ説明いただきたいと思う。

【大島所長】

そもそも今回の報告事項は、意見も言えないのならいらないのではないかという話があったことを受けてこのような書面の形にしたが、もし、また皆さんからそれは違うという話があれば、今回会長から提案された報告をお知らせにすることということもあるので話し合っていていただく必要があるかと思う。今回の報告の件については、今日出た意見も踏まえて確認するところは確認させていただきたい。

【澁市会長】

報告をお知らせにしたとしても、私の案の中で正副会長が必要と認めた場合、あるいは、5人以上の委員が必要と認めた場合、説明を求めることができるとしている。少なくとも今の段階では3人以上の方が説明を求めており、私も同意するので担当課の説明を手配願う。

全体を通じて質問、意見はあるか。

【茂原委員】

資料の当日配布は今後やめてもらいたい。当日資料を配付して、その場で審議する、そんなやり方はうまくないと思う。事前に文書通知をしてもらいたい。

【杉本委員】

埼玉県で下水道の陥没という大きな事故があった。上越市内にも、高田にもある。私が立って歩けるぐらいの管が埋まっているようなところもあるので、多分国からそういう所の点検・検査の指示があったと思うが、その結果をよそはいいが高田区の中のそういった下水道の関係ばかりではなくて、ああいう事故が起きそうな所の状況がどうなっているかを報告してもらわなければならないのか。

【澁市会長】

結果報告というかお知らせか。私の理解だが国土交通省が自治体に点検を指示したのは確か内径2メートル以上のもので、私は昔同じような内径が2メートルと1.65メートルの農業用水路の管の工事に携わったことがあるが、2メートル以上だったらああいう陥没があるかもしれないが、2メートルより小さいもの、しかも5メートル以上深くなっていたらどうなのか。あんなふうに落ちることはほぼな

いと思っているので全然心配していない。どのくらいあるのか。担当課に来てもらう必要はないが、一番太い管はどこをどのくらい走っているかくらいは教えてもらえないか。高田区には2メートル以上のものはないと思う。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。